

昭和57年9月30日

規則第30号

改正 昭和61年3月20日規則第3号

昭和62年6月30日規則第27号

昭和63年3月31日規則第5号

平成4年3月27日規則第14号

平成4年6月22日規則第18号

平成8年11月19日規則第32号

平成10年6月30日規則第37号

平成12年7月4日規則第44号

平成17年12月26日規則第57号

平成29年3月31日規則第17号

東海市立勤労センター管理規則をここに公布する。

東海市立勤労センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年東海市条例第38号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東海市立勤労センター（以下「勤労センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により勤労センターを臨時に開館し、又は臨時に休館する場合には、5日前までにその旨を公表するものとする。

(宿泊室の利用期間)

第3条 宿泊室（宿泊のために利用するさつきの間を含む。以下同じ。）の利用期間は、同一人につき引き続き4日以内とする。ただし、利用の終わった際、他に利用する者がいない場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 条例第6条第1項の規定により勤労センターの利用について許可を受けようとする者は、利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、条例第5条第1項に規定する者にあつては利用日前180日から2日までに、同条第2項に規定する者にあつては利用日前150日から2日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申込書の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 市長は、第1項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書を申請者に交付するものとする。

5 勤労センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（ロッカーの利用手続）

第5条 ロッカーを利用する場合は、貨幣を当該ロッカーの所定投入口に投入し、施錠しなければならない。

2 ロッカー利用中におけるかぎの管理は、当該ロッカーを利用する者が行うものとする。

（シャワーの利用手続）

第6条 シャワーを利用する場合は、当該シャワーの所定の投入口に貨幣を投入し、利用するものとする。

（利用許可の取消し及び変更手続）

第7条 利用者は、利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前7日までに市長に申し出なければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第12条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 利用者の責めによらない理由で利用することができない場合 使用料の全額

（2） 利用日前7日までに利用許可の取消しを申し出て、市長の承認を受けた場合 使用料の全額

（3） 前2号のほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

（行為の禁止）

第9条 勤労センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (3) 許可を受けないで勤労センター敷地内において、広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をすること。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。
- (5) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入ること。
- (6) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

(損傷等の届出)

第10条 利用者は、勤労センターの設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第11条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に勤労センターの管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第7条、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「同条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第2項」と、同項ただし書及び同条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月6日から施行する。ただし、勤労センターを使用しようとする者は、同日前であつても、第5条第1項から第3項までの手続に従い、使用許可申請書を提出することができる。

附 則（昭和61年規則第3号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に作成されている使用許可申請書及び使用許可書で残量のあるものについては、改正後の東海市立勤労センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和62年規則第27号）

この規則は、昭和62年8月28日から施行する。

附 則（昭和63年規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第14号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に平成4年4月15日以前の使用に係る許可を受けた者が、当該許可の変更（午後9時を超える会議室等の使用時間の延長に限る。）を受けようとするときは、東海市立勤労センター管理規則第7条の規定にかかわらず、使用日までに管理者に申し出をすることができる。

附 則（平成4年規則第18号）

この規則は、平成4年6月24日から施行する。

附 則（平成8年規則第32号）

この規則は、平成8年11月26日から施行する。

附 則（平成10年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第44号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第57号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第17号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。